

福祉・介護の
事業所の
皆様へ

大切な福祉・介護人材の職場定着を
目指して人事・労務管理について
社会保険労務士に相談してみませんか？

社会保険労務士 による無料専門相談

平成29年
7月～9月

静岡県社会福祉人材センターでは、福祉・介護事業所の労務問題解消の支援として、社会保険労務士による無料専門相談を行っています。

【相談事例】

- ☆就業規則を改正しているが、どういう点に注意すればよいか確認したい。
- ☆労働条件通知書の書き方について教えてほしい。
- ☆営業時間外の電話応待機時間の取り扱いについて知りたい。
- ☆夜勤の際の時間外労働の考え方、および割増手当の支払い方法を知りたい。
- ☆勤務態度が悪い職員に、どのように対応すればよいか。
- ☆パートタイム労働法への対応について知りたい。
- ☆変形労働時間制導入時の留意点について知りたい。
- ☆マイナンバーを取り扱う上での注意点を知りたい。



秘密厳守です！
個人情報は
必ず保護します！

1 申し込み方法等

相談を希望される施設・事業所の方は、事前に別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、下記事務局までFAXまたはお電話で予約をお願いします。

★東部地区を御希望の場合は東部支所へFAXをお願いします。

要予約

事務局

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル3F」
静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター

福祉人材部 人材課 荒木

TEL: 054-271-2110 FAX: 054-272-8831

〔東部支所〕 TEL: 055-952-2942 FAX: 055-952-2943

〔担当：野田〕

HP: <http://www.shizuoka-wel.jp/job/>



2 相談開催日程表 ※先生の御都合により日程が変更になる場合があります

★東 部 地 区★

<会 場> 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2F 東部支所内

<相談員> 社会保険労務士 中 荃 幸 治 氏

<日 程>

月	日	曜日	時 間	備 考
7月	12日	水	13:30~16:30	面接又は電話による相談
9月	13日	水		

★中 部 地 区★

<会 場> 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」3F 経営相談室

<相談員> 社会保険労務士 小 山 圭 子 氏

<日 程>

月	日	曜日	時 間	備 考
7月	10日	月	13:30~16:30	面接又は電話による相談
	24日	月		
8月	3日	木		
	24日	木		
9月	4日	月		
	28日	木		

★西 部 地 区★

<会 場> 浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター会議室

<相談員> 社会保険労務士 太 田 法 行 氏

<日 程>

月	日	曜日	時 間	会 場	備 考
8月	31日	木	13:30~16:30	31会議室	面接による相談

※西部地区は面接相談のみです。電話でのご相談を希望される場合は、東部地区または中部地区にお申し込みください。また、東部と西部の相談は隔月1回ですので、お急ぎのご相談がある場合には、中部地区の電話による相談をご利用ください。

FAX送付先	(東 部 : 055-952-2943)
	(中部・西部 : 054-272-8831)

社会保険労務士専門相談申込書 (施設・事業所用)

平成 年 月 日

法 人 名			
施 設 種 類			
事 業 所 名			
所 在 地	〒 ー		
連絡先電話番号	() ー		
F A X 番 号	() ー		
担 当 者 名	職 名		氏 名
◆相談希望日時 (※日程表より記入してください)	第1希望	月 日 :	第2希望 月 日 :
◆相談項目 (※該当項目を○印で 囲んでください)	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・ 就業規則 <li style="width: 25%;">・ 雇用管理 <li style="width: 25%;">・ 人事管理 <li style="width: 25%;">・ 福利厚生 <li style="width: 25%;">・ 労働法 <li style="width: 25%;">・ 労使関係 <li style="width: 25%;">・ 社会保険 <li style="width: 25%;">・ その他() 		
【具体的な相談内容を簡潔に記入してください】			
◆相談場所・方法 (※希望欄に○印を記入 ・ 囲んでください)	() 東 部 [沼津市 沼津商連会館ビル2F]	面接相談 ・ 電話相談	
	() 中 部 [静岡市 シズウエル 3F]	面接相談 ・ 電話相談	
	() 西 部 [浜松市福祉交流センター会議室]	面接相談	

※西部地区は面接相談のみで、電話相談は行いません。電話でのご相談を希望される場合は、東部または中部の相談をご利用ください。